

愛知県廃棄物処理計画の実施状況（平成20年度）について

＜減量化の数値目標＞（平成16年度に対する23年度の目標）

- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、約21%減らし、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約29%、産業廃棄物について約60%とする。
- 最終処分量について、一般廃棄物、産業廃棄物ともに約21%削減する。

＜施策の基本方針＞（平成20年度の主な取組）

施策1 3Rの促進

(1) 県民の3Rの推進

- ・「ごみ減量、3R推進」リーフレットの作成・配布：3,000部
- ・ごみ減量推進シンボルマークの募集・選定
- ・ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催(20.10.31)
- ・「レジ袋削減取組店制度」の推進：308店舗(20.12現在)
- ・ごみゼロ社会推進あいち県民会議のごみ再生資源化部会・ごみ減量化部会の開催

(2) 事業者による3Rの取組の促進

- ・各種報告届出に伴う指導

}	多量排出事業者の処理計画の提出・576事業者
	産業廃棄物の運搬実績報告・5,123事業者
	産業廃棄物の処分実績・526事業者
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書・12,939事業者
- ・産業廃棄物税の県税当局との協議、産業廃棄物税導入の効果分析のための税込データの収集
- ・ホームページによる減量化、適正処理等の情報提供
- ・排出事業者を対象とした説明会の実施：3回(20.8.21、9.10、9.11)

(3) 各種リサイクル法の推進

- ・容器包装リサイクル法に基づく愛知県分別収集促進計画(第5期)の推進(19.9策定)
- ・建設リサイクルに係る建設工事現場のパトロール実施(20.5.19～20、20.10.20～24)
- ・自動車リサイクル法指導件数：13件(20.3末現在)
- ・産業廃棄物処理業者を対象とした講習会の実施：1回(20.10.30)
- ・キャンペーン、イベント、研修会等における啓発：放置自動車対策推進キャンペーン(21.1.7～2.6)

(4) 市町村の取組の促進

- ・一般廃棄物処理計画、分別収集計画及び循環型社会形成推進地域計画作成時の技術的支援
- ・地域から広げるとごみ減量推進事業の実施(減量化事業を公募し、優秀提案を提供)

(5) 県等の率優先的取組の推進

- ・グリーン購入法に基づく環境物品等の率優先的調達(目標100%、平成19年度99.7%)
- ・庁舎内のペットボトル等の削減を目的としたマイカップ・マイボトル運動
- ・あいくる材の認定と県発注公共工事での利用

}	認定→24品目、481件、1,507資材(20.12現在)
	利用→アスファルト混合物6割、路盤材8割、コンクリート二次製品9割(19年度末)

施策2 循環ビジネスの促進

(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進

- ・循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導
- ・循環ビジネス創出会議の開催：7重点廃棄物毎に各10回
- ・循環ビジネス事業化検討補助：採択8件
- ・先導的リサイクル関係施設整備補助：採択2件
- ・ゼロエミッション・コミュニティ構想の事業モデルの具体化の検討
- ・愛知環境賞表彰式(21.2.17)：13件表彰(応募38件)

(2) 資源循環を促進するための環境づくり

- ・あいちエコタウンプランへの新たな位置づけ：4件
- ・あいち資源循環情報システムの運営
- ・再生利用指定状況：4件(21.2末現在)

施策3 適正処理と監視指導の徹底

(1) 廃棄物の適正処理の指導

- ・立入検査や各種報告書提出時の指導
(6月、11月の強化月間の立入指導：1,057件、45件文書指導)
- ・電子マニフェストの普及啓発(21.2現在県内導入状況3,504事業所)

(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理

- ・立入検査や各種報告書提出時の指導
- ・県医師会・歯科医師会との情報交換、適正処理指導
- ・PCB廃棄物の保管状況：4,457事業所(平成19年度)

(3) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保

- ・施設の設置又は処理業の許可に当たっての適正な審査
 - [産業廃棄物処理業許可] (20.12現在)
 - ・収集運搬業(新規：356件、更新：592件、変更：88件)
 - ・処分業(新規：23件、更新：62件、変更：20件)
 - [特別管理産業廃棄物処理業許可] (20.12現在)
 - ・収集運搬業(新規：36件、更新：183件、変更：18件)
 - ・処分業(新規：0件、更新：19件、変更：1件)
 - [産業廃棄物処理施設] (20.12現在)
 - ・設置許可 13件
 - ・変更許可 4件
- ・民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正管理の指導
(20年度：50事業者、60施設)
- ・埋立終了後の民間最終処分場跡地台帳の整備：246か所(平成20年末現在)

(4) 不適正処理の未然防止

- ・不法投棄等監視特別機動班(12班)による監視パトロールの実施
- ・民間警備会社に平日夜間及び休日昼間の監視を委託(延べ378回)

(5) 排出事業者処理責任の徹底

- ・排出事業者等を対象とした説明会開催：3回(20.8.21、9.10、9.11)
- ・委託処理業者による不適正処理事案に係る排出事業者の原状回復責任の周知徹底

(6) 関係機関との連携

- ・県・地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の設置

- ・ 県政令市連絡会議の開催
 - ・ あいち産業廃棄物適正処理推進会議の設置
- (7) 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ・ 産業廃棄物処理業者に対する講習会の実施：1回（20.10.30）
 - ・ 優良性の判断に係る評価制度による認定：60件（21.1現在）
- (8) 環境犯罪を許さない気運の醸成
- ・ 街頭キャンペーンによる啓発活動（20.5.30：金山総合駅）
 - ・ ホームページによる適正処理の情報提供

施策4 廃棄物処理施設の整備の促進

- (1) 環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進
- ・ 市町村の一般廃棄物処理施設整備の指導、助言
 - ・ 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の策定（21.3.13策定）
 - ・ 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設設置費補助金等の活用
 - [20年度の一般廃棄物処理施設に係る財政支援状況]（*）は県費補助対象施設
 - ・ 最終処分場：半田市（*）、豊橋市、春日井市、知多市（*）、知多南部衛生組合、名古屋市
 - ・ ごみ処理施設：岡崎市、刈谷知立環境組合、知多南部広域団体、小牧岩倉衛生組合、（株）鳴海クリーンシステム
 - ・ 堆肥化施設：豊田市
 - ・ ストックヤード：一宮市、春日井市
- (2) 広域的な最終処分場の整備
- ・ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備（平成22年度中に供用開始）
 - 埋立処分面積：47.2ha 廃棄物埋立容量：521万平方m
- (3) し尿処理の高度化
- ・ し尿処理について計画的、効率的な施設整備に係る市町村支援
 - ・ 脱窒、脱磷等が必要な、し尿処理施設については廃棄物処理施設設置費補助金（県費補助）の活用

施策5 情報の収集提供、環境学習等の推進

- (1) 資源化情報、適正処理情報等の提供
- ・ あいち資源循環情報システムの運営
 - ・ 産業廃棄物処理業者検索システムの運営
- (2) 産業廃棄物処理状況の把握及び情報提供
- ・ 産業廃棄物処理業者からの報告を集計し、ホームページ等で公開
- (3) 環境学習及び普及啓発の推進
- ・ 資源循環学習ゲームのパフレットを小学校4年生へ配布：90,000部、アクセス件数164,000件
 - ・ ごみ調査隊（親子）の実施：尾張コース48名、三河コース31名
 - ・ あいち環境塾の開講：第1回19名、第2回20名
 - ・ ごみ減量推進シンボルマークの活用等